



第35回全国保健師長会代議員総会シンポジウム  
H25.11.2鳥取市

新たな地域の保健師の保健師活動指針を踏まえ  
～これからの保健師活動を  
どのように考え、展開していくか～

— 都道府県の立場から（青森県） —

青森県健康福祉部健康福祉政策課  
大鰐 恭子



# 青森県の概要 (H24.10.1推計人口から)

県人口	1,349,969人
世帯数	519,453世帯
出生	9,168人(出生率6.8)
死亡	17,294人(死亡率12.8)
	(24年人口動態統計(確定数))
高齢者割合	26.64%(H25.2.1)
市町村	40市町村(1中核市、9市22町8村)
県保健所	6カ所、中核市保健所 1カ所



# 保健師の状況 (H25.4.1現在)

## ○ 保健師の配置状況 (再任用)

県 71人(9)、市町村 393人(1)

### (1) 県保健師配置部署

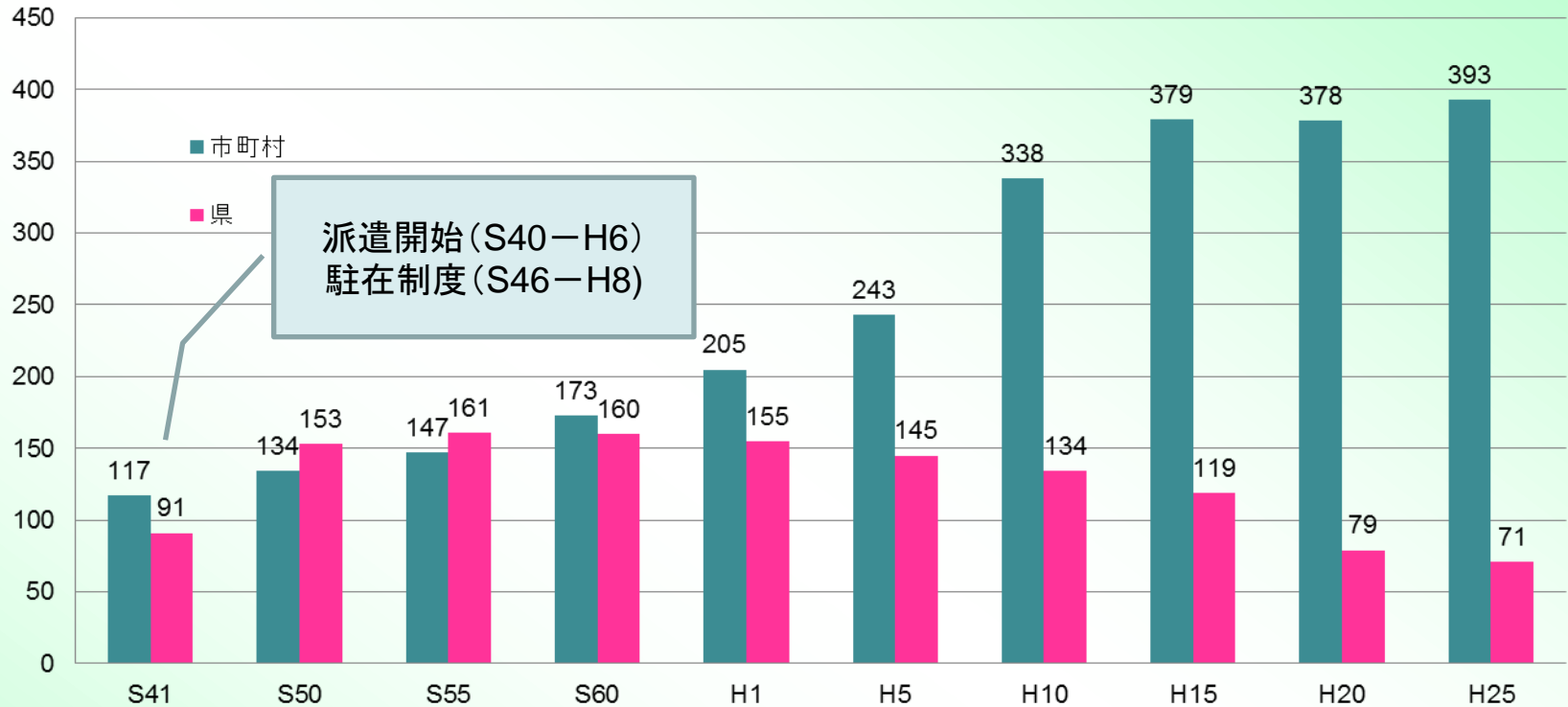
保健所60人(9)、精神保健福祉センター1人、  
県立精神科病院2人、本庁8人(健康福祉7、人事課1)

### (2) 市町村保健師配置部署

保健部門303人(1)、福祉部門15人、介護保険  
15人、地域包括支援センター55人、その他5人



# 青森県保健師数の推移(各年度4月1日現在)

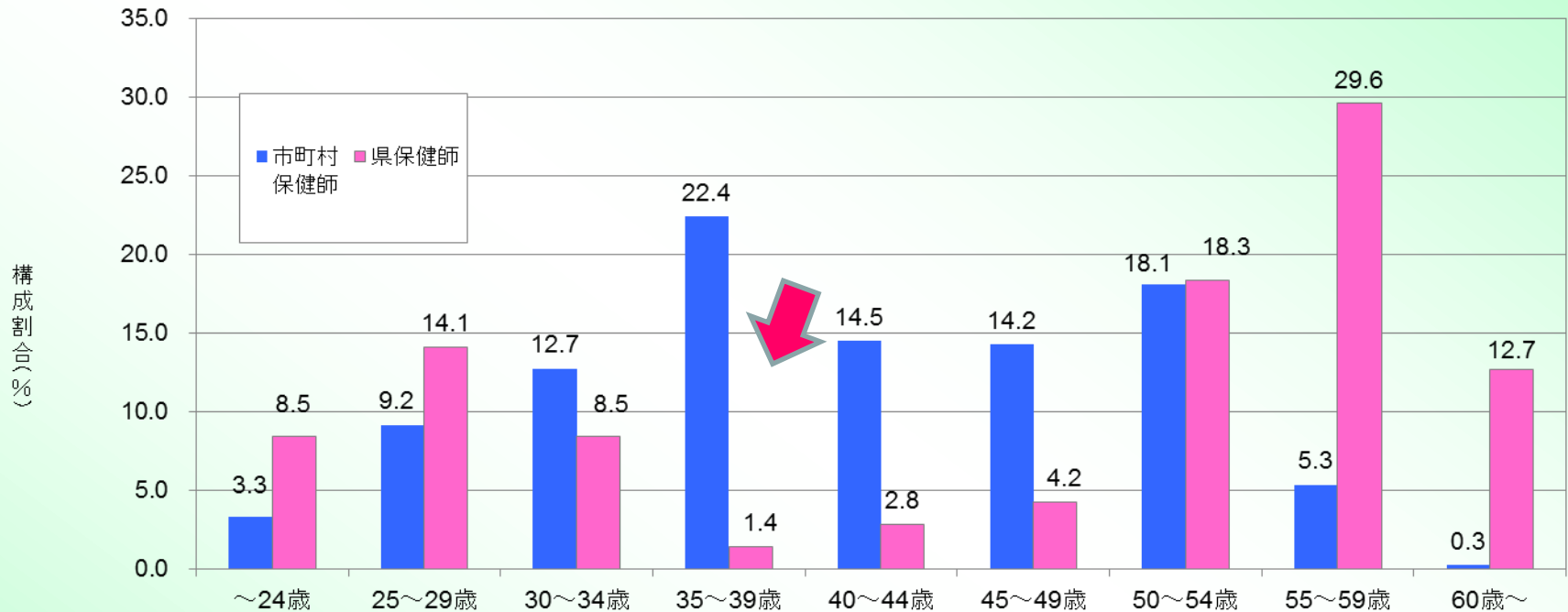


## 保健師採用状況

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
県	2	1	0	0	0	3	2	2	4	5	5
市町村	11	11	4	9	13	16	9	17	7	11	13
(市町村数)	(8)	(10)	(3)	(5)	(9)	(8)	(11)	(11)	(5)	(8)	(8)



# 平成25年度保健師年齢区分別割合



年齢	年齢									計 (人数)
	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳～ (再任用)	
市町村	13	36	50	88	57	56	71	21	1	393
県	6	10	6	1	2	3	13	21	9	71



# 本日のテーマ

新たな地域の保健師の保健師活動指針を踏まえ

～これからの保健師活動を

どのように考え、展開していくか～

**青森県では、どのように考えて  
展開して来たのか**



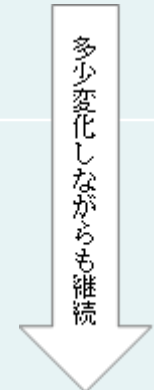
# 青森県保健師活動指針の作成状況1

作成時期	名称	背景及び目的など
昭和37年10月	保健婦業務指針第1版	昭和37年度、保健所の組織規定改正。保健婦係長が設置。活動の方向性と業務の判然化を図るため作成。
昭和42年4月	保健婦業務指針第2版	昭和40年度、町村派遣保健婦が誕生。活動の広がりや積み上げられた内容を追加。
昭和44年1月	保健婦業務指針第3版	昭和43年5月発生のお勝沖地震から災害時の保健婦活動を明確にするため、業務内容を追加。
昭和45年9月	保健婦業務指針第4版	開拓保健婦の衛生部移管に伴う一部改正。昭和45年4月保健所保健婦の主任保健婦制度が設置。その機能を追加。
昭和48年3月	保健婦業務指針第5版	昭和46年11月、過疎町村に駐在する保健婦が誕生。その機能を追加。
平成元年11月	青森県保健婦業務指針	昭和61年4月「青森県保健婦需給計画」策定。それに伴い、保健婦業務の一層の充実を図るため作成。 この指針から、保健所と市町村の保健婦活動推進の基本とすることを明記。



# 青森県保健師活動指針の作成状況2

年度	名称(策定期期)・特徴等	背景及び課題等
10	青森県保健婦(士)活動指針(平成11年3月) 〔特徴等〕 ・経験浅い保健師の地域保健活動展開を配慮。 ・指導的保健師の人材育成の機能強化を期待。	◇県派遣・駐在保健婦制度の廃止による県保健師の引き上げ、極端な採用抑制 ・新採用が不定期⇒人材育成機能の不全 ・ベテラン保健師の増⇒系統的なOJTの未確立 ◇県保健師引き上げや各種法制度改正に伴う採用による市町村保健師の急増
11 ～ 17	* 自然災害時に備えた保健師活動ガイドライン作成(平成18年3月)  ※国指針:平成15年10月	・保健師の分散配置、保健分野の保健師減少⇒日常業務での学び合いの減少 ・同年代同士で先輩の経験知が継承されず。 ・分野別の業務に追われる⇒地域に出かけるという意識の希薄化 ・市町村間の情報交換不足⇒市町村間格差
18	* 保健師活動の再構築の取組に向けた準備(平成19年3月:「青森県保健師活動の基本方向」保健師研修体系見直しを機会に暫定的に作成)	◇保健師が地域に出ているのでは?(知事からの指摘) ・「予防を重視した包括ケアシステム」推進のための保健師への期待 ・保健師活動の強化・再構築への期待と要請 ◇地域に出向き、地域を総合的に捉えて展開する保健師活動の脆弱化 ◇保健師としての育成機能の低下
19	* 保健師活動の再構築の取組開始(健康福祉部内に3プロジェクトの設置:「育成システムを創る」「活動手法を確立する」「環境を整える」)	
20 ～ 24	青森県保健師活動指針(平成21年3月) 〔特徴等〕 ・保健師活動のあり方、保健師活動事例集及び現任教育マニュアルの3部構成。 ・基本的要素と専門性の強調:「みる・つなぐ・動かす」、「視点・姿勢・価値」 ・新任保健師の人材育成体制整備等 ・「5年ごとの指針の見直し」を明記 * 自然災害時に備えた保健師活動ガイドライン改訂(平成25年2月)	







# 保健師活動指針作成後の取組(H20~)

課題 年度	「育成システムを創る」 知の伝承	「活動手法を確立する」 総合的地域診断	「環境を整える」 保健師活動体制整備
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「保健師の塾」開講事業</li> <li>◇新任等保健師育成支援事業(市町村保健師)</li> <li>◇保健師研修の開催(既存)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県本庁に統括保健師位置づけ</li> </ul>
青森県保健師活動指針策定(21年度~普及)			
21			<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地区担当制の推進</li> </ul>
22		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市町村における特定健診に係る地域診断手法定着事業</li> <li>◇保健所の難病・精神・事例検討DBシステム構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県保健所に統括的役割を担う保健師の位置づけ</li> <li>◇市町村に統括保健師の必要性を広報</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県保健所保健師育成支援事業</li> </ul>		
24			<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地区活動の実態把握</li> </ul>
災害時保健師活動ガイドライン改訂版作成			
25	青森県保健師活動指針見直し(年度内策定)		
26 ~	指針の普及・実践		



# 保健師活動の現状と課題

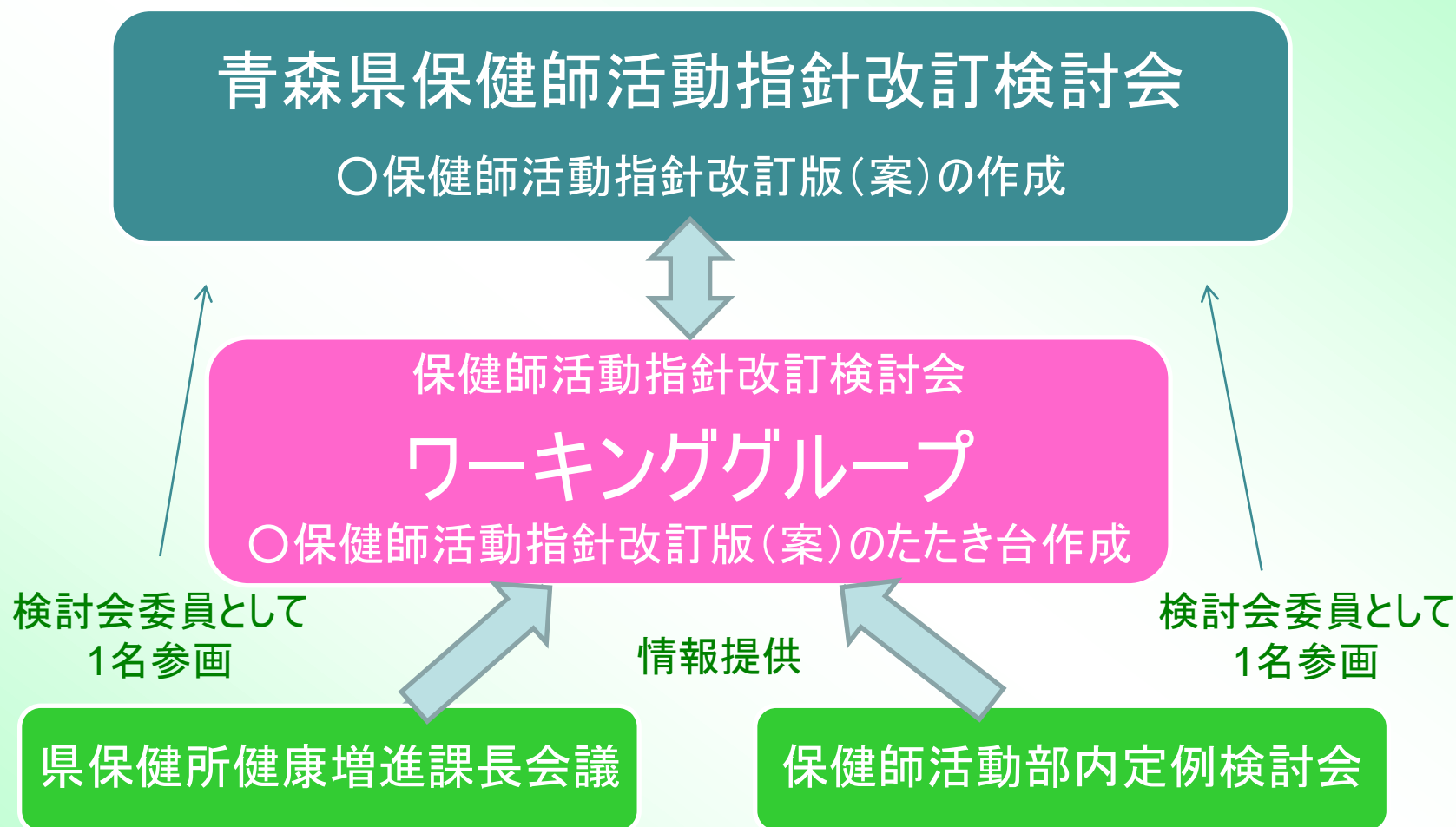
◇事業中心、家庭訪問等の個別対応の希薄化  
⇒地区活動の推進

◇分野毎に活動し、分野毎に地域を見る  
⇒地区担当制の推進

◇組織を横断的に調整する体制の未整備  
⇒統括保健師配置の周知

◇年齢構成の顕著な不均衡、OJTの不足  
⇒現任教育の見直しとOJTの強化

# 保健師活動指針改訂の検討体制





# 青森県保健師活動指針の見直し

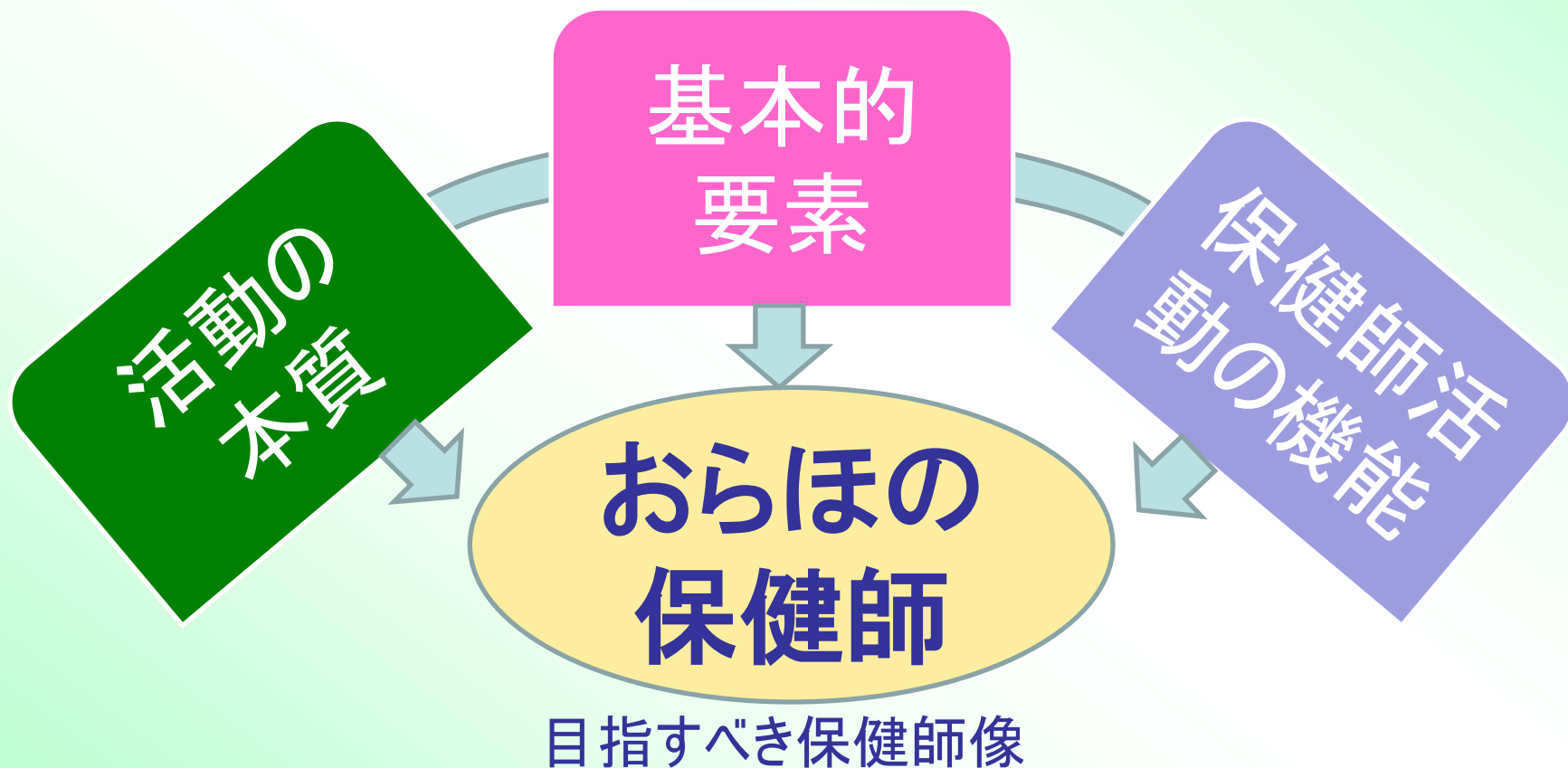
## \* 改訂する指針(案)

### 〔特徴等〕

- ・ **目指すべき保健師像**の明記
- ・ 保健師の機能「**公衆衛生看護**」の再認識
- ・ **地区活動**の強調(地区担当制の推進、統括保健師配置の必要性、OJTの強化等)
- ・ **保健師間の意見交換**の場の必要性を強調



# 青森県の保健師活動を どのように考えるか





# おらほの保健師

(私たちの地域の保健師)

- 住民にとって、身近で頼れる存在でありたい。
  - 気軽に相談してもらえたい存在でありたい。
  - 担当地域に責任を持てる保健師でありたい。
- (住民の声や生活の様子を把握)



# 『おらほの保健師』を目指すために

## 活動の本質

- 地域を「みる」「つなぐ」「動かす」
- 予防的介入の重視
- 地区活動に立脚した地域特性に応じた活動の展開

## 基本的要素

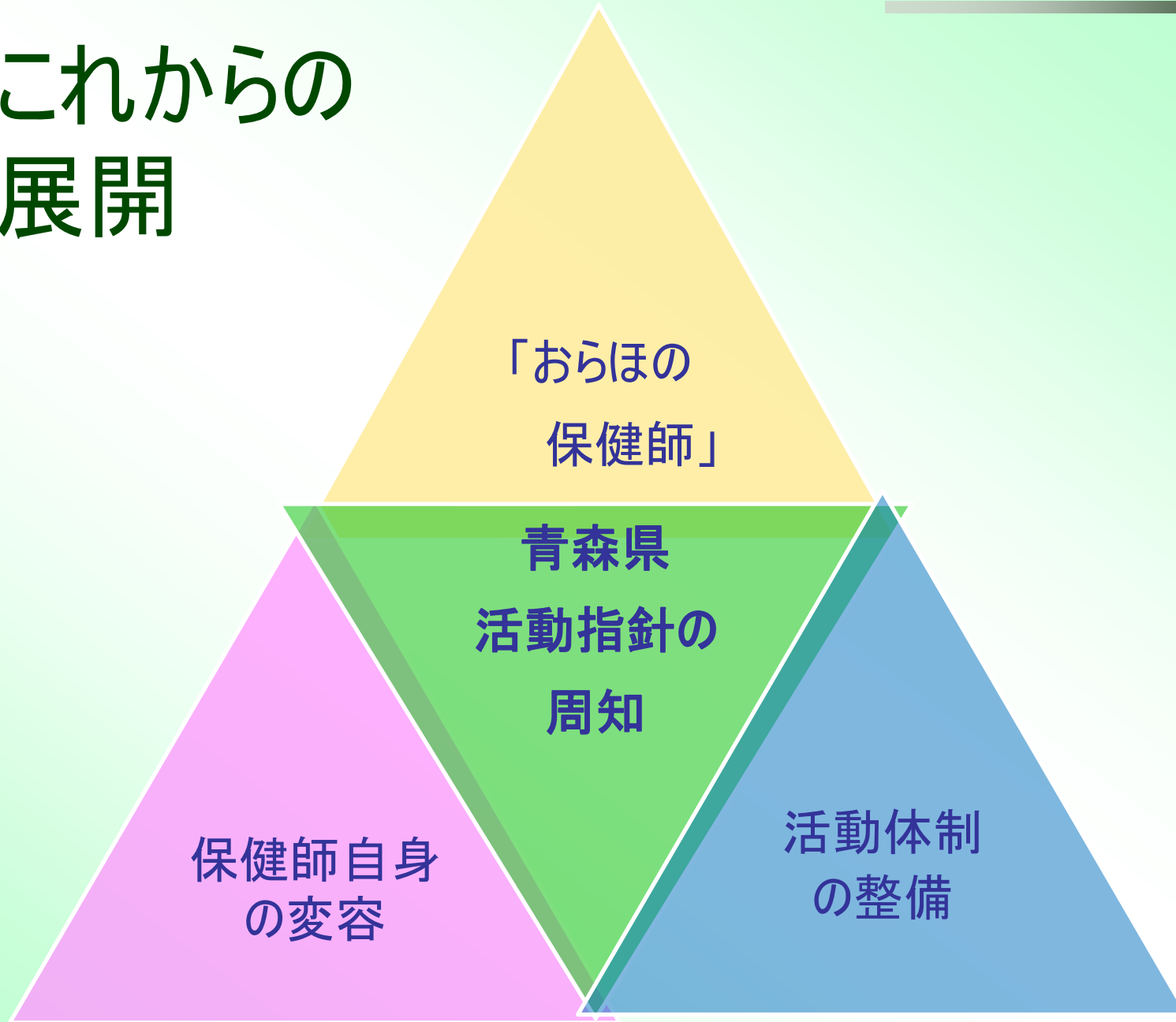
- 視点～保健師が状況を捉える視座
- 姿勢～事態に向き合う態度
- 価値～普遍的な性質、判断基準

## 保健師活動の機能

- 公衆衛生看護活動の実践
- ヘルスプロモーションの理念に基づく、住民主体の健康なまちづくりの推進



# これからの 展開







ご清聴ありがとうございました!!

